

には、登録免許税が軽減される。平成21年4月1日から平成26年3月31日までの特例（平成22年度および平成24年度税制改正により一部改正）である。

措置の内容	租税特別措置法 80条1項	通常の税率	特例による税率
設立、増資	第1号	0.7%	0.35% (注1)
合併	第2号	0.15% (注2)	0.1% (注3)
会社分割	第3号	0.7% (注4)	0.5% (注5)
売買による不動産 の所有権の取得	第4号	土地 1.5% (注6)	土地 適用なし (注7)
		建物 2%	建物 1.6%
不動産の所有権の 取得	第5号(合併) 81条5項 (会社分割)	合併 0.4%	合併 0.2%
		会社分割 1.5% (注8)	会社分割 0.4%

(注1) 設立された会社（新設合併または新設分割によるものを除く）の資本金の額または募集株式の発行により増加した資本金の額として政令で定めるところにより計算した金額のうち3000億円を超える部分については、通常の税率が適用される。

(注2) 新設合併設立会社の資本金の額または吸収合併存続会社の合併により増加した資本金の額のうち、合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本金の額として財務省令で定めるものに達するまでの資本金の額に対応する部分。ただし、これを超える部分については、税率0.7%が適用される。

(注3) 新設合併設立会社の資本金の額または吸収合併存続会社の合併により増加した資本金の額のうち、合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本金の額として財務省令で定めるものに達するまでの資本金の額に

対応する部分。ただし、これを超える部分については、税率0.35%が適用されるが、増加した資本金の額として政令で定めるところにより計算した金額のうち3000億円を超える部分については、通常の税率（0.7%）が適用される。

(注4) 合併と異なり、登記実務上、税率0.15%を乗ずる部分はなく、新設分割設立会社の資本金の額または吸収分割承継会社の分割により増加した資本金の額の全部について、税率0.7%が適用される。

(注5) 新設分割設立会社の資本金の額または吸収分割承継会社の分割により増加した資本金の額として政令で定めるところにより計算した金額のうち3000億円を超える部分については、通常の税率が適用される。なお、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号。平成24年4月1日施行）による改正前に旧租税特別措置法80条1項に規定する認定がされた場合においては、施行日後もなお従前の例（「0.5%」の部分が「0.35%」）によるものとされている。

(注6) 登録免許税法上は、2%であるが、租税特別措置法72条1項1号の規定により、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの税率は、1.5%とされている。

(注7) 租税特別措置法80条1項4号イの規定によれば、土地の売買については、税率1.6%が適用されることになりそうであるが、(注6)の税率の方が低率であるため、本特例の適用はないものとして取り扱われている。

(注8) 租税特別措置法81条1項1号および平成24年改正附則42条2項の規定により、次のとおりである。

- ① 平成21年4月1日から平成23年3月31日までに新設分割または吸収分割を行った場合 0.8%
- ② 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に新設分割または吸収分割を行った場合 1.3%
- ③ 平成24年4月1日から平成26年3月31日までに新設分割または吸収分割を行った場合 1.5%
- ④ 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新設分割または吸収分割を行った場合 1.8%
- ⑤ 平成27年4月1日以後に新設分割または吸収分割を行った場合 2%